

四 自動車関係諸税については、簡素化を図ること。その際、歳出面も合わせた視点に立つて複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

五 資産課税については、格差の固定化の防とともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十九年法律第二百一十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。

六 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討することとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。

附 則（平成二二年三月三一日法律第六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日
イからチまで 略

リ 第九条の規定（地方揮発油税法第十三条第一項の改正規定を除く。）

（罰則に関する経過措置）

第一百四十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

附 則（平成二十三年三月三一日法律第一）
の他の経過措置の政令への委任)
四十七条 この附則に規定するもののほか、
の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令
定める。

（その他の経過措置の政令への委任）
第一百四十七条 この附則に規定するもののほか
この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令
で定める。

4 平成二十四年十一月三十一日以前に第十条の規定による改正前の地方揮発油税法（以下「旧地方揮発油税法」という。）第十四条の二第一項各号に規定する者に対し行つた同項の規定による質問、検査又は採取（同日後引き続き行つた）

項、第一百五条、第一百六条、第一百八条から第百四十四条まで、第一百八十八条、第一百二十四条、第一百二十五条、第一百二十九条から第三十三条まで、第一百三十五条並びに第一百三十六条の規定

項、第一百五条、第一百六条、第一百八条から第一百十四条まで、第一百十八条、第一百二十四条、第一百二十五条、第一百二十九条から第三百三十三条まで、第一百三十五条並びに第一百三十六条の規定

第一号 (施行期日) **抄**
附則 (平成二十三年六月三十日法律第八十
一条 この法律は、平成二十三年四月一日から
施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の
構造の変化に対応した税制の構築を図るための
所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三
年法律第二百四十四号)の公布の日から施行する。

(施丁期日) 二号 抄

われる調査（同日以前にこれらの者に対しても該調査に係る同項の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。）に係るもの（含む。）については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

(罰則に関する経過措置)
第一百四十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第一百四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令

附 則（平成三十一年三月三一日法律第七 で定める。）

(施丁期日) 号(抄)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施
(施行期日)

（罰則に関する経過措置）
行する。

第一百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下二の条にお

の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対

する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

附 則
（平成三年三月二九日法律第六

(施行期日) 挿号

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

十二 次に掲げる規定 令和十六年四月一日
一から十一まで 略

イ 第七条及び第八条の規定並びに附則第二
十六条の規定

(罰則に関する経過措置)

第一百五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条においてい

て同じ。」の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する

卷之三

る罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
附 則 (令和六年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略
三 次に掲げる規定 令和六年十月一日
イ からニまで 略

ホ 第八条の規定並びに附則第十六条及び第六十四条の規定

(罰則に関する経過措置)

第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその效力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。